

第1 監査の結果

本件請求について、請求人の主張には理由がないと認めます。

第2 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

平成 30 年 8 月 28 日

3 請求の要旨

請求の要旨は、次のとおりです。

(1) 財務会計上の行為及び財務会計上の違法又は不当

平成 27 年度から、横浜市と獣医師会とは、「犬の鑑札等交付及び手数料等収納事務委託」の契約を締結しています。また、平成 29 年度からは、「収納事務委託に係る取りまとめ業務委託」の契約を締結しており、平成 30 年度も契約を交わしています。

平成 27 年度に収納事務委託について横浜市と獣医師会は合意し、契約を締結しました。現在まで受託者の行う内容は同じです。平成 27 年度及び平成 28 年度の収納事務委託では、獣医師会は取りまとめ業務も行っています。平成 30 年度に取りまとめ業務委託の契約を締結することは整合性を欠いています。

また契約受託者の募集には、100 ヶ所以上の施設をまとめると 200 万円という契約代金と繰替払についての記載があります。しかし、改正繰替払の市報掲載前に受託者の募集通知を行うことは全くでたらめな手続きであります。

(2) 求める措置

収納委託契約の本質を変えるのではなく、ごまかしの当該契約は公序良俗に反し無効と考えます。不当支出負担行為であり適切な処理を求めます。及び獣医師会に対しては委託料の返還請求を求めます。

4 監査委員の辞退

田野井監査委員から、公益社団法人横浜市獣医師会（以下「獣医師会」といいます。）の顧問であることから、公正な監査を期するため本件監査請求の監査の執行を辞退する旨の申し出がありました。そのため、田野井監査委員は本件監査請求の監査に加わっておりません。

5 要件審査

監査委員は、平成 30 年 8 月 31 日に要件審査を行い、本件請求が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施することを決定しました。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項の決定

請求人が違法・不当を主張する平成 30 年度の「収納事務委託に係る取りまとめ業務委託」（以下「取りまとめ業務委託」といいます。）の契約を、監査の対象としました。

なお、その余の主張については、平成 30 年度取りまとめ業務委託契約の違法性を補完する主張に過ぎないので、監査の対象としていません。

2 監査対象局

健康福祉局を監査対象局としました。

3 証拠の提出及び陳述の機会

請求人は、陳述を行いませんでした。

第 4 監査の結果

請求人の請求書、事実証明書及び提出書面並びに監査対象局からの提出書面等により監査対象事項について次のように判断しました。

1 調査の内容

別表のとおり、健康福祉局から資料を提出させ、及び平成 30 年 9 月 25 日に監査事

務局による聞き取り調査を行いました。

2 判断の理由

(1) 平成 27 年度及び平成 28 年度の犬の鑑札等交付及び手数料等収納事務委託契約について

横浜市は平成 27 年度から、犬の登録に際して鑑札を交付しその交付手数料を収納すること、及び狂犬病予防注射をした場合に注射済票を交付しその交付手数料を収納すること、並びにこれらに付随する事務を「犬の鑑札等交付及び手数料等収納事務委託」（以下「当該収納事務委託」といいます。）として外部に委託しています。

本件請求に関連するものに絞れば、その契約対象となる相手方は、獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）に規定する診療施設を開設する者（獣医師）又はそれらの者の団体（獣医師会）であり、両者が同一の当該収納事務委託契約で規定されることになっています。

獣医師会は法人であり、診療施設を開設するものの団体であることから、当該受託事務を傘下の会員である個々の獣医師（以下「会員」といいます。）に行わせることが前提となります。

つまり、法人である獣医師会が受託した場合には、1 件 250 円の出来高払いの単価の中に、必然的に会員が収納した手数料を取りまとめる業務を含んでいると解さざるを得ないこととなります。

現に平成 27 年度及び平成 28 年度は、当該収納事務委託契約に基づいて、獣医師会が取りまとめ事務も行なっています。

(2) 平成 29 年度及び平成 30 年度の取りまとめ業務委託契約について

ア 取りまとめ業務委託契約について

健康福祉局によれば、既に当該収納事務委託契約締結初年度である平成 27 年度に動物愛護関係業務連絡会の席において、また、平成 28 年度の獣医師会の臨時役員会においても、獣医師会から「獣医師会事務局で会員の事務作業を取りまとめしている部分に対して、その負担が大きくなっている」こと、及び「事業を行うにあたっての積算を行ってほしい」ことの申し入れを受けていたとしています。

同局ではこれに対し、平成 28 年 6 月から 9 月までに獣医師会の事務作業内容

の確認や人数、事務に係る時間、作業量等の実態調査を行い、また、これと並行して動物愛護センターで同様の事務作業を行ったと仮定した場合の時間、作業量等の調査を行いました。

その結果、「①物品を受け取る、②獣医師に配付する、③鑑札を交付する、④獣医師からの報告を受ける、⑤市に報告する」という獣医師会の事務の流れの中で、特に②と④の取りまとめ業務の事務量が多く、経費負担が過大であることを確認しました。

②と④の事務は、(1)でも述べたように獣医師会にとっては当該収納事務委託契約に含まれている事務です。しかし、現実に約 260 の会員分の取りまとめ業務を行ってみると、単独の獣医師もその契約対象として積算した 1 件 250 円という契約金額では、獣医師会にとっては負担が大きいことを健康福祉局も認識したということです。

それが契機となり、横浜市と獣医師会の双方が合意して、取りまとめ業務委託の契約を締結することは、特段の問題はないと認定しました。

イ 契約書の整備について

健康福祉局では、平成 29 年度から、当該収納事務委託契約で行っていた取りまとめ業務の部分を取り出し、「別個の契約」（取りまとめ業務委託契約）を追加して締結したと説明しています。

また、同局の弁明書には「複数の実施箇所を有する受託者とは、取りまとめに関する業務が発生した際に、改めて別途契約を行うこととしております」との記載もあります。しかし、実際には獣医師会と改めて当該収納事務委託契約を含めた単独の「別個の契約」を締結する方法は採らず、当該収納事務委託契約に取りまとめ業務委託契約を締結できる可能性がある旨の条項を追加しただけでした。

具体的内容は、「受託者のうち、受託事務を取り扱う施設を複数有する者から、預託する物品及び収納した手数料の管理、要領に基づく報告書の作成等、取りまとめに要する経費に関する申し出があった場合は、別途協議する」という抽象的なものです。

当該収納事務委託契約そのものを整理せずに、付加して、取りまとめ業務委託契約を締結した結果、獣医師会の当該収納事務委託から取り除かれるべき、取りまとめ事務委託費がそのまま残る形になり、1 件 250 円の単価の変更も行なわれ

ませんでした。

この状況は、平成 30 年度も継続しています。

しかし、契約当事者双方が実質的協議を行った上で詳細を決めており、両契約の守備範囲の曖昧さや抽象的な規定をもって、無効とするまでもないと判断しました。

ウ 取りまとめ業務委託契約の積算について

健康福祉局は、「市は獣医師会の内部には関知しない」ことを理由に、獣医師会の具体的な経費の状態、例えば、現実に要している取りまとめ費用の金額や会員にどれくらいの報酬を支払っているのか等を把握していません。

その代わり(2)アの後半で述べたように、獣医師会へのヒアリングや調査を行い、自ら積算した額で取りまとめ業務委託契約を締結しています。

実質的には、当該収納事務委託契約の増額変更である、この取りまとめ業務委託契約の金額は、獣医師会が実際に支出した取りまとめ経費の不足分を補填するというのが理想的です。しかし、同局の積算にも一定の合理性があり、この積算方法が裁量を著しく逸脱しているとまではいえないと判断しました。

(3) 取りまとめ業務委託契約と行政コストの比較について

現在、横浜市は、獣医師会以外に約 70 施設の個別の獣医師と当該収納事務委託契約を締結しています。

健康福祉局によれば、具体的な事務を行っている動物愛護センターが、この個別の獣医師を取りまとめる事務量は、年間で1施設当たり 6.1 時間であり、これを獣医師会が取りまとめている約 260 施設に当てはめて積算すると年間約 1,600 時間となります。

横浜市行政職員給料表を参考に、職員の 1 時間当たりの賃金を計算すると約 2,450 円になります。これに 1,600 時間をかけると約 390 万円になり、約 200 万円の取りまとめ業務委託料を大きく上回ります。したがって、この契約締結により横浜市が損害を受けることはないと判断しました。

3 結論

以上のことから、獣医師会と「取りまとめ業務委託契約」を締結すること、及びその約 200 万円という契約金額について、違法・不当な点は認められず、請求人の主張

には理由がないと判断しました。

4 意見

監査を行う中で、今後の事務執行において留意すべきと思われる点が見受けられましたので、次のとおり意見を付します。

本件施策においては、個々の獣医師と獣医師会との役割が明確に異なるにもかかわらず、同一の収納事務委託契約書が使用されています。

獣医師会は、本件受託業務の背景にある狂犬病予防対策の趣旨を含めて会員に徹底し、適切な受託業務を執行させ、さらに収納した手数料を取りまとめる、という個別の獣医師とは違う役割があります。

市のパートナーとして極めて重要な存在である獣医師会が、この契約の趣旨を全うできるように、明確で適切な契約を締結するように求めます。

別表 本件参考資料一覧

	健康福祉局から提出された文書
	弁明書（9月14日健動第1058号）
	10月5日健動第1333号により提出された次の文書
1	収納事務委託に係る取りまとめ業務委託契約書 （平成29年度及び平成30年度）
2	犬の鑑札等交付及び手数料等収納事務委託契約書 （獣医師会と締結したもの。平成27年度から平成30年度まで。）
3	犬の鑑札等交付及び手数料等収納事務委託契約書 （獣医師会以外の者と締結したもののうち1件。平成27年度から平成30年度まで。）
4	監査事務局からの質問への回答
5	平成30年度収納事務委託に係る取りまとめ業務委託の予定価格積算表
6	平成30年度犬の鑑札等交付及び手数料等収納事務委託の単価積算表
7	取りまとめを行わなかった場合の経費比較
8	平成30年度犬の鑑札等交付及び手数料等収納事務委託受託者応募用紙 （獣医師会から提出されたもの）
9	平成30年度犬の鑑札等交付及び手数料等収納事務委託の受託者証の写し （獣医師会との契約に基づいて発行したものうち2件）

(参考) 職員措置請求書

1. 請求の要旨

健康福祉局所管動物愛護センターは狂犬病予防法に基づき、飼主より徴収する手数料 550 円で
手続事務を行い、余剰金は一般会計に入れます。平成 26 年度まで事業委託（別紙 1）で行い平成
27 年度より全面委託の収納事務委託（別紙 2）に変えました。しかし平成 28 年 10 月契約書の 14
日収納を 40 日に改ざんが発覚した為、平成 29 年度より繰替払いで 40 日収納する為、規則に反し
依命通達で会計規則を改定させ又新たに「とりまとめ業務委託（別紙 3）を締結し、平成 30 年 2
月履行しました。

平成 30 年度も収納委託（別紙 4）と「とりまとめ業務委託」（別紙 5）の契約を交わして行っ
ています。

平成 30 年度「とりまとめ業務委託」200 万円について

○平成 27 年度獣医師会は収納事務委託に合意し、締結したのです。依って当該委託は生じません。

現在まで受託者の仕事内容は同じです。収納委託の委託単価が 275 円になり 25 円値上がりと同
じです。会計規則に違反し、会計室と協議してません。過去平成 27、28 年度の収納委託は、とり
まとめも行っています。整合性を欠きます。

○受託者募集では 100 以上施設をまとめると 200 万円と繰替払も記しています。しかし改正繰替
払の市報掲載は平成 29 年 1 月 13 日で施行は 1 月 23 日からとあり募集通知が 1 月 11 日で 1 月 21
日締切は全く出鱈目な行政手続きであり、受託の依頼もしています。便宜供与でもあり、癒着に
よる都合のよい金銭授受と考えます。240 施設の獣医師会が 100 施設と同じ 200 万円とは合理性を
欠いています。収納事務委託契約の本質を変えるのではなく、ごまかしの当該契約は公序良俗に
反し無効と考えます。不当支出負担行為であり適切な措置を求めます。及び獣医師会に対しては
委託料の返還請求を求めます。

(原文ママ)